議案第六号

職員 \mathcal{O} 給与に 関する条例等 \mathcal{O} 部 を改正する条例 \mathcal{O} 制定に 0 11 7

職員 \mathcal{O} 給与 に 関 する 条例 等 \mathcal{O} 部 を改 正す る条例、 を次 \mathcal{O} ように 制 定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 条 例等 \mathcal{O} 部 を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 に改正する 一条 職 員 0 給与に 関 す ,る条例 (昭和二十七年千 - 葉県条 例 第 五. 十号) \mathcal{O} _ 部 を 次 0 う

改 七 8 \mathcal{O} 第二十条第二 百十二 五. 五. を ・ 五 に、 「百分の 百分 項 \mathcal{O} 中 九 九 百百 + = -十 二 五 五 「百分の七十二・五」を 分 \mathcal{O} 五. 百二十七 に、 に改め、 「百分の六十二・ 五. 同条第三項中 を 「百分 百 分 の六十二・ \mathcal{O} 五 「百分の 百十二 を 「百分 百二十 五. 五. 0 五 に に 七 + 五. 一百 百 分 五. を 分 \mathcal{O} に 百 百 百

職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関する条例 \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す

五. 第二十条第二項中 を「百分の 百 に改め、 「百分の 同条第三項中 百十二· 五. を 「百分 百百 分の の百十二・五」を 百二十」 百百 百百 分 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 百二十 九 十

に、 百を」 百百 分の六十二・五」を「百分の六十七・ 「百分の五十二・五」を「百分 の五十七 五に、 • 五. 「百分の を に改める。 九十二・ 五. \sqsubseteq を 「百分

第二十二条 \mathcal{O} 五第二項中 「百分の百二十七 五. を 百分の 百二十五」 に 改 \Diamond

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期 付 7研究員 の採 用 等に 関す る 条例 (平成十三年千葉県 条 例 第 五. 十二号) \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

第六条第二

項中

「百分

0

百二十

•

五.

 \sqsubseteq

を

百

分

 \mathcal{O}

百

+

五.

に、

百

分

 \mathcal{O}

百

六

七 五. 立を 云百 分 0 百五十七・五」 に 改め る。

第 四条 任期 付 研 究 員の採用等に関する条例 \mathcal{O} 部 を次 のよ うに 改正 する。

五 第六 を 百百 条第二項 分 \mathcal{O} 百六 中 「百分の 五. 百十二・五」 に改 8 を \neg 百 分 \mathcal{O} 百二十」 に、 「百分 \mathcal{O} 百 五.

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第

五. う 任期 改 正 付 す 職 員の 採 用等に関 する条例 (平成十 兀 年千葉県条例 第五 十号) \mathcal{O} 部 を 次

七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。 第八条第二項中「百分の百二十 五. を「 百分の百十二・ 五. に、 「百分の百六十

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次 \mathcal{O} ように改正する。

第八条第二項中 「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、 「百分の百五十

五」を「百分の百六十二・五」に改める。

規定は、 この 条例は、 令和四年四月一日から施行する。 令和三年十二月 _ 日 カン ら施行する。 ただし、 第四条及び第六条の

改 特 正 別 す 職 る \mathcal{O} 条 職 例 員 等 \mathcal{O} 制 \mathcal{O} 定 給 12 与 0 旅 1 費及 7 び 費用弁償 に 関す る条例 \mathcal{O} 部 を

Š 12 特 制 别 定す 職 \mathcal{O} る 職 員 等 \mathcal{O} 給 与、 旅 費及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改正 す る 条 例 を 次 \mathcal{O}

令 和三年十 月二 + 六 日

葉県 知 事 熊 谷 俊 人

千

改 特 正 別 す 職 る条 \mathcal{O} 職 例 員 等 \mathcal{O} 給 与、 旅 費及 び 費 用弁償に 関す ,る条例 \mathcal{O} 部 を

第 例 第二十七号) 条 別 職 \mathcal{O} 職員等 \mathcal{O} 一部を次 \mathcal{O} 給 のよ 与、 うに改正する。 旅 費 及 び 費用 弁 償 に 関 す る条 例 (昭 和三十 年千 葉県

七 第三条第二項 五. を 「百分 中 0 「百分 二百二 0 百二十七 五. に 改める。 • 五. 百 分 \mathcal{O} 百 十 五. に、 百 分 \mathcal{O}

第二条 する。 別 職 \mathcal{O} 職員等 の給与、 旅費及 び 費用 弁 償 に 関 す る条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} 改 īE

を 「百分の一 百十 に 改 \Diamond

附

則

第三条第二

項

中

百

分

0

百十

五.

を

百百

分

 \mathcal{O}

百二十」

に

百

分

 \mathcal{O}

百百

五

う

月 日 \mathcal{O} カン 条 6 例 施行 は する。 令 和三年十二月 日 カン 5 施 行 す ź。 ただ 第二条 \mathcal{O} 規定 は 令 和 兀 年 兀

議案第八号

改正する条例 千葉県知事の 権 \mathcal{O} 制 限 に 定 に 属 する事 0 VI 7 務 \mathcal{O} 処理 \mathcal{O} 特例 に 関 する条例 \mathcal{O} 部 を

葉県知事 の権限に 属 す ^る事務 \mathcal{O} 処 理 \mathcal{O} 特例 に関 す る条 例 \mathcal{O} 部 を改正す る 条例 を次

ように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

-葉県知事 熊 谷 俊 人

千

改 千 正する条例 葉 県 知 事 \mathcal{O} 限 に 属する事務 \mathcal{O} 処 理 の 特例 に 関 する条例 \mathcal{O} 部 を

号) 千 0) 葉県知事 一部を次のように改正する。 \mathcal{O} 権限に 属する事務 \mathcal{O} 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 する条例 (平成十二年千葉県条 例

別表第六十二号の次 六十二の二 く事務のうち、 「法」と (平成二十年法律第八十七号。 法第十八条第一 いう。 長期優良住宅の普及 次 に掲げる事務 及び法 次 項の 0 一号を加 規定に の施行 え ょ 以 \mathcal{O} の促進に 下こ る。 る た \Diamond 許 \mathcal{O} 可 \mathcal{O} 規 号 関 に 則 係 に す る に お る 基 法律 申請 11 づ 7 原市 市、 松 市、 各市 戸 習志 市、 船橋 町村 流 野市、 市、 Щ 成 田 市

口 の受理 う 5 イに 規 掲げ 則 12 基 る づ ŧ \mathcal{O} 事 \mathcal{O} 務 ほ で カン あ 0 法 7 \mathcal{O} 別 施 に 行 規 に 則 係 る事 で定 め 務 る \mathcal{O}

を除く。 市、 我孫子 (千葉市、 市及 木更津 市、 柏市 び 浦安 八千 佐 市 市 市 代 市 倉

附則

ŧ

 \mathcal{O}

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

議案第九号

使用料及び手数料条例 \mathcal{O} 部を改正する条例 \mathcal{O} 制定に 0 い 7

使用 料及び手数料条例 \mathcal{O} 部を改正す る条例を次 のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

葉県知事 熊 谷 俊 人

使用 料 及び 手数料 条 例 \mathcal{O} 部を改正する条例

る。 使 用 料及び手数料条例 (昭和三十 一年千葉県条例第六号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O} よう 改 正 す

定 ŧ 別表第 による長期優良住宅建築等計画 \mathcal{O} \mathcal{O} 項長期優良住宅建築等計 長 期 優良住 宅の 普及 \mathcal{O} 促進 の認定の申 画認定申請手数料 に 関する法律 請に対する審査の節を次のように改める。 の目第五条第一項から第三項まで (平成二十年法 律第 八 (十七号) に \mathcal{O} 基 づ

第 一月建ての 一件につ 八千円 第 中請 新 一月建ての 一件につ 一万五千円 第 中請 本 本 本 本 中 上
住宅 中につ 十戸建ての 中につ 十戸建ての 中につ 十戸建ての 中につ 一方五千 中につ 一 中につ 一方五千 中につ 中につ 一方五千 中につ 中につ 中につ 一方五十 中につ 中につ 中につ 中につ 中につ 中につ 中につ 一方五千 中につ 日につ 中につ 中につ
を超数 全体 さ での数 さ で で さ で で さ で で さ で で さ で で で で
件につ 件につ 四万千 二万六千 千 千
万 万 万 五 千
カ 千 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

										查	審	る	す	対	に	請	申	0)	定	認	\mathcal{O}	画	計	等	築	建	宅	住	良	優	期
					場合	ある	ので	たも	られ	認め	ると	てい	合し	に 適	基準	げる	に 掲	号	項第	第一	六条	り 第	によ	機関	評価	性能	住宅	登 録	する	規定	項 に
であつて、世紀年等	以下のもの	超え三百戸	が二百戸を	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	下のもの	え二百戸以	が百戸を超	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	下のもの	超え百戸以	が五十戸を	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	0	戸以下のも	を超え五十	が二十五戸	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	以下のもの	え 二 十 王 戸
き 一 件 に つ	<u> </u>					き	一件につ						き	一件につ						き	一件につ							き	一件につ		
千円 二十六万八	- - - - -					千円	二十四万五						円	十九万六千						円	十一万七千								七万二千円		

			築改は又	築増
戸以下のも を超え五十五戸 を超え五十五戸の数	共同住宅等	のもの を集物全体 が五戸を数 が五戸を数 が五戸を超	のもの は 共同住宅等 であつて、 本 五 戸 以 下 数 本 本 の もの 数 であって、 数 する な な か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	住宅 建築物全体 建築物全体
14 V	一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 件 に つ	き一件につ
-,) =	十 万 八 千 円	四 万 円	二万三千円	一 万 二 千 円

	場 合	他の	その																										
		築	新																										
建築物全体であつて、	共同住宅等	住宅	一戸建ての	超えるもの	が三百戸を	建築物全体	であつて、	共同住宅等	以下のもの	超え三百戸	が二百戸を	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	下のもの	え二百戸以	が百戸を超	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	下のもの	超え百戸以	が五十戸を	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等
き	一件につ	き	一件につ				き	一件につ						き	一件につ						き	一件につ						き	一件につ
	十万千円		四万千円				円	四十万三千						千円	三十六万七						千円	二十九万五						円	十七万六千

_																																
	l														.,							.,					t-		.,			
共同仕	下のもの	超え五	が五十	の住戸	建築物	であつて、	共同仕	の	户 以 下	を 超 a	がニュ	の住口	建築物	であつて、	共同仕	以下の	え 二 上	が十戸	の住戸	建築物	であつて、	共同仕	の も の	え十戸以下	が五戸	の住戸	建築物	であつて、	共同仕	のもの	が五戸	の住戸
共同住宅等	の	超え百戸以	が五十戸を	の住戸の数	建築物全体	て、	共同住宅等		戸以下のも	を超え五十	が二十五戸	の住戸の数	建築物全体	って、	共同住宅等	以下のもの	え二十五戸	が十戸を超	の住戸の数	建築物全体	って、	共同住宅等		八以下	が五戸を超	の住戸の数	建築物全体	って、	共同住宅等	0)	が五戸以下	アの数
一件						き	<i>∴</i>							き	一件						き	一件						き	一件			
につ							件につ								たにつ							たにつ							たにつ			
 百 八							百							千円	五十						千円	三十						円	+			
十九							二万							1 1	一八万六						1 1	- 二万							六万三千			
万							円								六							=							千			

-						
				T		
	築	改は又	築増			
を を を を を を を を を を を を を を	のものが五戸以下	建築物全体共同住宅等	住宅の	超えるものない。	共同住宅等 であつて、 を築物全体 が二百戸を数 に下のものの	下のものはであって、であって、であって、
き 一 件 につ		き 一 件 に つ	一件につ	き - 4 1	# 件 に	き
千 二 円 十 四 万 四		円 十五万二千	六万二千円	万三千円 -	<u>'</u>	円

_																																
建築物全体	であつて、	共同住宅等	下のもの	え二百戸以	が百戸を超	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	下のもの	超え百戸以	が五十戸を	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	0	戸以下のも	を超え五十	が二十五戸	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	以下のもの	え二十五戸	が十戸を超	の住戸の数	建築物全体	であつて、	共同住宅等	のもの
全体	て、	宅等	Ø.	戸以	を超	の 数	全体	て、	宅等	Ø	戸以	· 戸 を	の数	全体	て、	宅等		も	五十	五戸	の数	全体	て、	宅等	も の	五戸	を超	の 数	全体	て、	宅等	
	き	一件につ						き	一件につ						き	一件につ							き	一件につ						き	一件につ	
		四百六万円						万五千円	二百八十三						千円	百五十三万							千円	八十七万九						千円	四十八万三	

超え三百戸を が二百戸を が三百戸を 数 を 集 物全体	の住戸の数
き 一 件 に つ	
万 四 円 百 九 十 七	

(摘要)

申 項 に 画認定申 百 \mathcal{O} 共同 円 対 そ 規定による た額) 象住戸 未満 れぞれ 住 \mathcal{O} 請 宅 額 手数 等 \mathcal{O} は とする 端数が \mathcal{O} 同 に 数で除 認定 節 料 係 この る長期 額 (第五条第四 あ \mathcal{O} \mathcal{O} 節 申 欄 るときは、 に 優良 に 請 て得た額 掲げ 定め に 係 住 る る 項 宅 る これ X 額 t 又 建 (そ 分 を は \mathcal{O} \mathcal{O} に 第 を を 定 応 五.

に、 を加 あ る。 項 ŧ 0 \mathcal{O} 别 規定 ては 表 え、 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 第 による 同項計 に」を「額 項長期優良住宅建築等計画 長期 同節 認定の 0 画 優良住宅の 摘要に定める額)に」 の認定に基づく地位の承継 (共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計 申請 普及 に基づき第六条第一項 \mathcal{O} 促 進 変更認定申請手数料 に に改め、 関 する の承認申請手数料 法 律 の認定を受けた 「第九条第一項 伞 成二十年法律第 \mathcal{O} 目中 画 \mathcal{O} 目 ŧ 「第三項」 (第五条第四 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 下に を除 次 八十七号) 次のように加え 「又は第三項」 を 項又 第 \mathcal{O} 変更に 五. は に 第五 項」

リラ等 - 充包丁!		料	許可申請手数	容積率の特例
えう 一句 丁川賀 斤井 新文帝 4、157 ロコーニュ 51 生き ブラン・生 う・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	する審査	る特例の許可の申請に対	よる住宅の容積率に関す	第十八条第一項の規定に
111三 上7 生			き	一件につ
ラートュナー				十六万
こまう				万円

は 刀 別表第 剣 類所 釾 持 硊 \mathcal{O} 許 刀 可 **剣類**列持 申 請手数料 等取締法 \mathcal{O} 目 中 (昭和三十三年 「銃砲」 を 「銃砲等」 注律第六号) 基 項銃 砲

又

八百円 に改め、同目第四条第一項の規定による対する審査の節の摘要中第二号を第三号とし、第一を加え、同節の摘要中第二号を第三号とし、第一を加え、同節の摘要中第二号を第三号とし、第一	規 声 神 諸 に よ る カ 大 千 八 五 八 五 八 五 八 五 八 五 五 八 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	号	「第四条第一項第一件 一号の規定によき 一号の規定による 一号の規定による の所持の許可を現に受けている者に対する同場定による同様の許可を現に受けている者に対する同場でによる同様の許可の申請 に対する同号の規定による の下に「猟銃又は空気銃 このでに、第四条第一項第一件 の所持の許可を現 に対する同号の お可の申請 を現に受けている者 に対する同号の お可の申請 を現に受けている者 を現に受けている者 に対する同号の がた次の一号を加える。	
円 を	六 千 八 百	き 一件につ	「 第四条第一項第 ・ 一号の規定による がの所持の許可 を現に受けてい を現に受けてい る者に対する同 る者に対する同	

号の る。 規定によるク 対 す 規 る 定に 同号 よるクロ \mathcal{O} 規定 口 スボ 12 ス よる ウ ボ \mathcal{O} ウ ク 所持 \mathcal{O} 口 所 ス の許可 持の ボ ウ 許可 \mathcal{O} 0 所 申請に係る手数料の額は、 持 \mathcal{O} 申請を行う場合における当 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申請 を行う者 が 四千三百円とす 該 同 他 時 に \mathcal{O} 同号 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 同

8 び 空気銃 別表第一 同 目 0 \mathcal{O} 次 銃 取 に次 扱 砲 V 刀 \mathcal{O} に 剣 よう 関す 類所 に加える。 る 持 . 等 取 講習手数 締 法 料 (昭 0 目中 和三十三年法律第 「に掲げる」 を「又は第三号に掲げ 六号) に 基 づ < ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} Ś 項 猟 銃 改 及

									る講習手数料	取扱いに関す	クロスボウの
開催	習会の	する講	いに関	の取扱	スボウ	るクロ	定によ	項の規	二第一	の三の	第五条
					その他の者	者	を所持している	けてクロスボウ	による許可を受	項第一号の規定	現に第四条第一
				き	一件につ					き	一件につ
					六千九百						三千
					百円						円

項許可 技 に参加する外国人に係る所持の 別 表第 更新申請手 銃 砲 刀 数 剣類所持等取 料 \mathcal{O} 目中 「又は空気銃」 締 法 許可申請手数料の 昭昭 和三十三年 を 「若しくは空気銃又はクロスボウ」 目中 ·法律第· · 「銃砲」 六号) を「銃砲等」 に . 基 づ L < t \mathcal{O} に改め、 \mathcal{O} 項国際 競 同

交 付 新 交 付 た を伴 な を な 許 伴 わ 可 う 可 証 場 証 な 合 \mathcal{O} い \mathcal{O} き き _ 件 件 に 0 0 六 七 千二百 千 百 円 円

を

が、同時に他の同項の規定によるクロスボて、第七条の三第一項の規定によるクロス	新の申請を行う者が、を伴う場合であつて、	許可の更新の証の交付を伴	ボウの所持のh 二 新たな許可h
第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え		所持の」を加え、	「猟銃又は空気銃の子
			の申請
			持の許可の更新
			クロスボウの所
			項の規定による
			第七条の三第一
		き	交付を伴わない
	六千八百円	一件につ	新たな許可証の
			更新の申請
			の所持の許可の
			猟銃又は空気銃
			項の規定による
			第七条の三第一
		き	交付を伴わない
さる 「「日の村裏」 ・ しょうごん	六千八百円	一件につ	新たな許可証の
こ女か、司目の商要中「こよる」の下こ			書
			許可の更新の申
			スボウの所持の
			規定によるクロ
			条の三第一項の
		き	交付を伴う第七
	七千二百円	一件につ	新たな許可証の
			の申請
			持の許可の更新
			又は空気銃の所
			規定による猟銃
			条の三第一項の
		き	交付を伴う第七
	七千二百円	一件につ	新たな許可証の
			7

百 項 規 ボ ウ 定 円 \mathcal{O} ウ \mathcal{O} とする 所 \mathcal{O} 定 ょ 所 持 る 持 \mathcal{O} ょ ク \mathcal{O} 許 る 口 許 可 ク ス 可 \mathcal{O} ボ \mathcal{O} 更 口 新 ウ 更 ス ボ \mathcal{O} 新 \mathcal{O} ウ 所 申 \mathcal{O} 持 申 \mathcal{O} 請 請 を 所 \mathcal{O} 許 行 持 に 係 可 \mathcal{O} う 許 \mathcal{O} る لح 申 手 き 可 請 数 に \mathcal{O} 更新 を行 料 お \mathcal{O} け 額 \mathcal{O} うときに る 当該 申 及 請 び に 同 他 係 時 お \mathcal{O} け に 同 る手数料 る 第 項 当 兀 \mathcal{O} 該 条 規 \mathcal{O} 第 第 定 七 額 に _ 条 項 は、 ょ 第 \mathcal{O} る 三第 兀 _ ク 千 号 口 ス 八 _ \mathcal{O}

新 申 別 請 表 手 第 数 _ 銃 料 0 砲 目 刀 \mathcal{O} 剣 摘 類 要 所 に 持 次 等 \mathcal{O} 取 _ 締 号を 法 (昭 加 える 和 三十三. 年 法 律 第 六 号) に 基 づ < ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 項 許 可 更

几 第 口 ス 口 ボ 兀 \mathcal{O} ス ス 新 _ ボ 百 規 ボ ウ た 円 定 ウ な \mathcal{O} \mathcal{O} ウ とす 規 所 0 許 \mathcal{O} 定に ょ 所 持 所 可 る 持 \mathcal{O} 持 証 許 ょ ク \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 許 許 交付 可 る 口 ス ク 可 \mathcal{O} 可 ボ \mathcal{O} 更新 \mathcal{O} 口 を 更新 更新 伴 ス ウ ボ \mathcal{O} \mathcal{O} わ 所 申 な ウ \mathcal{O} \mathcal{O} 持 申 請 申 \mathcal{O} 11 請 場合 所 \mathcal{O} 請 を行うときに を行 持 許 に 係 で \mathcal{O} 可 る手 う者 許 あ \mathcal{O} 申 可 0 数 請 が \mathcal{O} て 更新 を行 お 料 \mathcal{O} け 同 第 額 る 時 うときに 七 \mathcal{O} 当 申 及 に 条 該 請 び 他 \mathcal{O} 同 三 他 に \mathcal{O} 係 時 お \mathcal{O} 同 第 に 同 る け 項 _ 手数 第 項 る \mathcal{O} 項 当 兀 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 料 該 条 規 定 規 第 定 第 に 定 \mathcal{O} 七 ょ 額 に に 条 項 は ょ る ょ 第 0 ク る 三 兀 口 ク

擊 資 別 表 \mathcal{O} 第 銃 定 砲 \mathcal{O} た 刀 8 剣 類 \mathcal{O} 講 所 習手 持 等 数料 取 締 \mathcal{O} 法 目 昭 \mathcal{O} 次 和 に 三十三年 次 \mathcal{O} よう 法 律第 加 え 六 る 号) に 基 づ < b \mathcal{O} \mathcal{O} 項 年 少

請 撃 手数料 資 口 格 ス 認 ボ 定 ウ 申 射 定に 資 第 る (摘要) 行 格 九 を \mathcal{O} う 第 ょ 条 \mathcal{O} 資 九 認 行 規 る \mathcal{O} 定に 射撃 格 条 定 う + 六 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} を行行 合 ょ 認 + 練 第 申 定 六 習 る 請 を行 射 第 お 項 う \mathcal{O} に 資 け 擊 申 対 _ \mathcal{O} 格 る 練 請 項 す う 当 習 を \mathcal{O} \mathcal{O} 該 を行 認 行 規 き 定 他 う 定 件 者 に う に \mathcal{O} \mathcal{O} 同 資 が 申 ょ 0 格 項 同 請 る 九 時 射 に \mathcal{O} \mathcal{O} 千 係 規 認 に 擊 定 定 三百 る 他 練 習 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ 申 同 円

附則

料

 \mathcal{O}

額

は

五.

千

六

百

円

す

締 6 施 法 行 \mathcal{O} (昭 す 条 和三十 例 は -三年法: 令 和 兀 年二 律第六号) 月二十 に 日 基 カン づ 6 施 < 行 to す \mathcal{O} る。 \mathcal{O} 項 た \mathcal{O} だ 改 正 規 定 別 は 表 第 令 _ 銃 和 砲 兀 年三 刀 剣 月 類所 +持 Ŧī. 日 カン 取

議 案第十号

無 改 正 料 す 低 る条 額 宿 例 泊 所 \mathcal{O} 制 \mathcal{O} 定 設 に 備 0 及 1 び 運営に 7 関 す る基準 を定め る 条 例 \mathcal{O} 部 を

ょ う E 料 制 低 定 額 す 宿 る 泊 所 0 設 備 及 び 運営 に 関 す る基準 を定 \otimes る 条 例 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 条 例 を 次 \mathcal{O}

令 和三年 + 月 + 六 日 Н

葉県 知 事 熊 谷 俊 人

改 無 正 料 する条 低 額 宿 例 泊 所 \mathcal{O} 設 備 及 び 運営に 関 す る基準を定め る条 例 \mathcal{O} 部 を

料 低 額 宿 泊 所 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基準 を定 8 る 条 例 **令** 和 元年千 葉県条例 第 八

次 中 「第三十 -- を「第三十二条」 に

改

8

号

 \mathcal{O}

部を次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改正する

第十 条 \mathcal{O} 次 E 次 \mathcal{O} 条を加 える

サ テ ラ 1 1 型住 居 \mathcal{O} 設 置

第

+下 に 限る。 一条 0 サ て テ \mathcal{O} ラ 利 1 下 用 期 1 料 型 間 \mathcal{O} 住 低 が 条 居 原 則 お 宿 لح とし 泊 11 11 て 所 う。 は て _ 本体施設」 年以下の 本 を設置することが 体 とな る施 ŧ \mathcal{O} V う。 設 (入居定員が (入居定員 $\overline{}$ できる と — 体 的 が 几 五 に 人 運営 以 人 下 以 3 上 \mathcal{O} t れ + \mathcal{O} る 人 12 附 以 限 属 下 施 る。 \mathcal{O} 設 ŧ 以 で \mathcal{O}

- 2 入居者 サ テ ラ 0 サ 1 型住居 ピ ス 提供 は に支障 本体施 が 設 な か らお V Ł のとする。 おむね二十分で移動 で きる 範 囲 に 設 置 す
- 3 員 配 _ 置 \mathcal{O} 本 \mathcal{O} 基 体 準 施 に 設 応 に 附属すること そ れぞれ がで 当該各号に定め きるサテライ る数とす 1 型住 居 \mathcal{O} 数 は 次 \mathcal{O} 各 号 掲 げ る
- 第七 条第 項及 び 第三 項の 要件 を満たす 者 1が施設1 長 0 4 兀 以 下
- 第 七 条 第 項及 び 第三 項の 要件 を満たす者が施設 長 \mathcal{O} ほ カ 人以 上 以
- 次 \mathcal{O} 各号 料 低 に 額 掲 宿 げ 泊 る 所 職員 つサ 配 テラ 置 \mathcal{O} 1 基 1 準 型住居を設置する てに応じ それ ぞ れ 当 \mathcal{O} 該 に 各号に 限る。 定める \mathcal{O} 入居定員の合 人数とする は

4

- 第七 条 第 項及び 第三 項の 要件 を満たす者 が 施 設 長 \mathcal{O} 二十人以
- 第 七 条 第 項 及 び 第三 項の 要件 を満たす者が 施設 長 \mathcal{O} ほ カン 人以 上

5

係 に る 0 料 記 11 録 低 を 額 第十 整 宿 泊 条各 所 **(**サ 項に そ ケララ \mathcal{O} 完結 規定す 1 \mathcal{O} \vdash 型住 る記 カン 6 録 居 五. \mathcal{O} を設置する 年 ほ 間 カン 保 存 第二十条 な \mathcal{O} け n 限 の規定に ば る。 な 5 な よる は 状 サ 況 テ 把 ラ 握 1 1 \mathcal{O} ·型住 実施 居

日

第三十二条 る。 この条例は、 第三十一条の次に次 (サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用) 附 則 第十二条第三項から第五項までの規定は、 令和四年四月一日から施行する。 0 一条を加える。 サテライト型住居ごとに適用す

議案第十一号

条例 水質汚濁防 \mathcal{O} 制定に 止法 9 に 1 基づき排水基準を定める条例 7 \mathcal{O} 部を改正する

する。 水質汚濁防 止 法に基づき排水基準を定め る条例 \mathcal{O} 部を改正す る条例を次 0 よう に 制 定

令和三年十一月二十六日提出

葉県知事 熊 谷 俊 人

条例 水質汚濁 止 法 に 基づき排水基準を定める条例 \mathcal{O} 部を改正する

附則第八項中 「五ミリグ ラ Δ を 「四ミリ Ĺ に 改め

附則

部を次のように

改正する

水質汚濁防

止

法に基

一づき

排

水基準を定め

る条例

(昭

和五十年千葉県条例第五十号)

 \mathcal{O}

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十二号

千葉県自然公園施設設置管理条例の 部を改正する条例の制定に

11 て

千葉県自然公園施設設置管理条例 \mathcal{O} 部を改正する条例を次の ように制定す á,

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 谷 俊 人

千葉県自然公園施設設置管理条例の 一部を改正する条例

に改正する。 第三条の表勝浦海中公園 千葉県自然公園施設設置管理条例 施設 \mathcal{O} 項及 (昭和五十四年千葉県条例第一号) \mathcal{U} 上永井自然 公園施設 \mathcal{O} 項を削る。 \mathcal{O} __ 部を次 のよう

別表白子自然公園施設の 項庭球場利用 料 の目を削る。

則

 \mathcal{O}

条例は、

令

和四年四

月

日

カン

ら施行する。

議案第十三号

千葉 す る 条 県 例 自 転 \mathcal{O} 制 車 定 \mathcal{O} に 安全 0 1 で 7 適 正 立な利用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る条例 \mathcal{O} 部 を改正

に 制定す 千 葉県 自 転 車 \mathcal{O} 安全で適 正 な 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 条例 \mathcal{O} 部 を改正す る 条 例 を 次 \mathcal{O} ょ う

令和三年十一月二十六日提出

葉県知事 熊 谷 俊 人

す 千 る条例 県 自 転 車 \mathcal{O} 安 全 で 適 正な 利 用 \mathcal{O} 促 進 にこ 関す る条 例 \mathcal{O} 部 を改正

第五十八号) 条 千葉県 \mathcal{O} 自 転車 部 を次のように改正する。 \mathcal{O} 安 全で適 正 な 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 条 例 伞 成二十 八 年 千 葉 県 条 例

第

あ 8 る者 第十二条第一 をい う。 項中 以下 同 「児童等 ľ \sqsubseteq (十八歳に達する を「未成年者」 に、 日 以 後 児 \mathcal{O} 童等 最 初 に \mathcal{O} 三月三十 を 「未成 _ 年 日 者 ま で \mathcal{O} に 間 改

改める 第十三条第二 項、 第十 兀 条第三項 及 てド 第 + 五. 条 第 項 中 児 童 等 を 未 成 年 者

第二条 る。 千 葉県 自 転 車 \mathcal{O} 安 全で 適 正 な 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} 改 正 す

8 に 8 同 九 改 条第二 項 を同条第二項と \mathcal{O} ほ 同 項 か、 項を同条第三項とする。 を 自転車 削 り \mathcal{O} 同 貸付け」 条第三項中 同条第四項 に、 「前 中 「者に」 「自転 各 項」 車の を を 者 貸付け」 前 項及 以 下 を び 第 「借受人」 「第十六条第三項に + 六 条 第 لح 項 11 改

第十二条第一項 中 以下」 を 「次条第二 項及 び 第十 四条第三項 に お い て に 改 \Diamond

第十五条を次のように改める。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十 賠償 11 五 るときは、 自 当該 転 車 自転 自 た 8 \mathcal{O} 交通事 車 車 \mathcal{O} 保険 利 利用 \mathcal{O} 限 用 又は ŋ 者 故 者 でな 以 (未成 に 外 共 ょ 済 \mathcal{O} り 者 他 を 年者を除 が 1 人 う。 の生命又は 当 該 以下同 利用 身体 に係 じ。 は :を害 その る 自転 に 加 利 車 入 た場合に 用 損 に 害賠 なけ 係 る 償保 れば お 自 V 険 な て 車 等 生 5 損 害賠 に な た損 加 入 害 た 保 険

2 保 護 者 (親 権を行 う 者、 未 成 年 後 見 人 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 者 で、 未 成 年者を現 に 護す る Ł \mathcal{O}

 \mathcal{O} 用 を 11 者 に 11 係 Š る 以 該 転 下 利 車 同 用 損 U 害 に $\overline{}$ 係 賠 償 は る 自 保 転 険 そ 車 等 \mathcal{O} 損 に 監 害 加 護 す 賠 入 償 L る 保 な 未 険 け 成 年 等 n 者 に ば 加 な が 5 入 自 転 な 7 車 い 0 い を 利 た る と だ 用 き す L は る 当 لح 該 き 保 \mathcal{O} 護 限 者 n で 以 該 外 利 な

- 3 転 入 車 自 損 な 転 害 重 け n 貸 償 ば 付 保 な 業 者 険 6 等 な は に V 加 そ 入 た \mathcal{O} だ L 貸 7 L 11 付 る 当 け とき 該 る 自 自 は 転 転 車 重 \sum_{i} 貸 \mathcal{O} \mathcal{O} 付 利 限 業 用 ŋ 者 に で 以 係 な 外 る 11 \mathcal{O} 自 者 転 車 が 損 当 害 該 賠 利 償 用 保 険 に 係 る に 自 加
- 4 利 車 自 用 損 転 害 車 12 係 賠 を る 償 事 自 保 業 転 険 \mathcal{O} 車 等 用 損 に に 害 供 加 賠 入 す 償保 L る 事業者 な 険 け 等 れ に ば は 加 な 入 そ 5 L な \mathcal{O} 7 事業 11 0 VI る た \mathcal{O} لح だ 用 きは Ļ 供 当 す 該 Ś \mathcal{O} 事 自 限 業者 転 Ŋ 重 で 以 \mathcal{O} な 外 利 11 用 \mathcal{O} 者 に 係 が

五 条 \mathcal{O} + 次 八 12 条 を 次 第二 \mathcal{O} 条 + を 条 加 لح え L る 第 + 七 条 を 第 九 条 لح 第十 六条を第十 八 条と

自 転 車 損 害 賠 償 保 険等 \mathcal{O} 加 入 \mathcal{O} 確 認 等

第 車 償 な 自 六 損 保 転 条 5 害 険 な 車 賠 等 自 11 \mathcal{O} 償 12 利 転 保 加 ۲ 用 車 険 入 \mathcal{O} に 小 等 場 係 L 売 る自 合 業 \sim 7 者 \mathcal{O} 12 1 加 る 転 お は 入 V 車 12 とを て 損 自 関 害 転 す 確 当 賠 車 る 該 認 償 を 情報 保険等 で 自転 販売 きな を 車 す 提 11 小 \mathcal{O} る 供 とき 売 加 لح す 業 入 き る は 者 \mathcal{O} は よう は 有 当 無 そ 努 該 当 を \mathcal{O} 8 自 該 確 自 な 転 認 利 転 け 用 す 車 重 れ 購 に 購 る ば 入 係 ょ 入 な 者 る う 者 6 自 努 な 対 転 \otimes 対 11 車 な 損 け n 自

- 2 従 業員 な 事 業 償 保 け 者 保 険 れ 険 等 ば 対 等 な 加 6 そ \sim 当該 \mathcal{O} 入 な \mathcal{O} 加 従 V 入 利 業 7 に 員 用 V $\sum_{}$ 関 に ることを \mathcal{O} \mathcal{O} す 場合 係 Š る る 5 情 に 自 報 確 お 転 を 認 車 11 自 提 で 転車 7 損害賠償 供 き す な 当 を る い 該 利 よう ときは 事業者 保 用 険 し 努 等 7 8 は 通勤 \mathcal{O} な 当該 加 け 当 す 入 れ 該 従 \mathcal{O} る ば に 業員に 有無 者 利 な 用 が 5 に を V な 対 係 確 る 11 認 とき る L 自 す は 転 る 自 転 車 ょ 車 損 う 当
- 3 利 6 な 用 自 転 係 車 貸 る 自 付 転 業者 車 損 は 害 賠 自 償 転 保 車 険 を貸 等 \mathcal{O} L 付 内 容 け るとき に 関 す る は 情 報 そ を \mathcal{O} 提供 借 受 す 人 る に よう 対 努 8 当 な 該 け 自 n 転 ば 車 な \mathcal{O}

学 校 に お け る 自 転 車 損 害 賠 償 保 険 等 \mathcal{O} 情 報 提 供

第十 自 転 七 車 専 育 損 修 学 学 賠 校 校 償 特 教 \mathcal{O} 别 育 保 設 置 支援 険 法 等 者 第 に 学 は _ 関 条に す 在 る 学 大 規 情 学 す 定 報 若 す る を 児 L る 提 < 小 供 学 は す 高等 生 校 る 徒 ょ 専 中 又 う は 門 学 努 学 学 校 8 生 校 な 及 又 義 け は び 務 n ۲ 同 教 ば 育学 れ 法 な 第 b 6 百 校 \mathcal{O} な -+ 保 V 護 高 兀 等 者 に 条 学 対 に 規 定

 \mathcal{O} 例 は 令 和 兀 年 七 月 _ 日 カン 6 施 行 す る 0 た だ

第

条

 \mathcal{O}

規

定

は

同

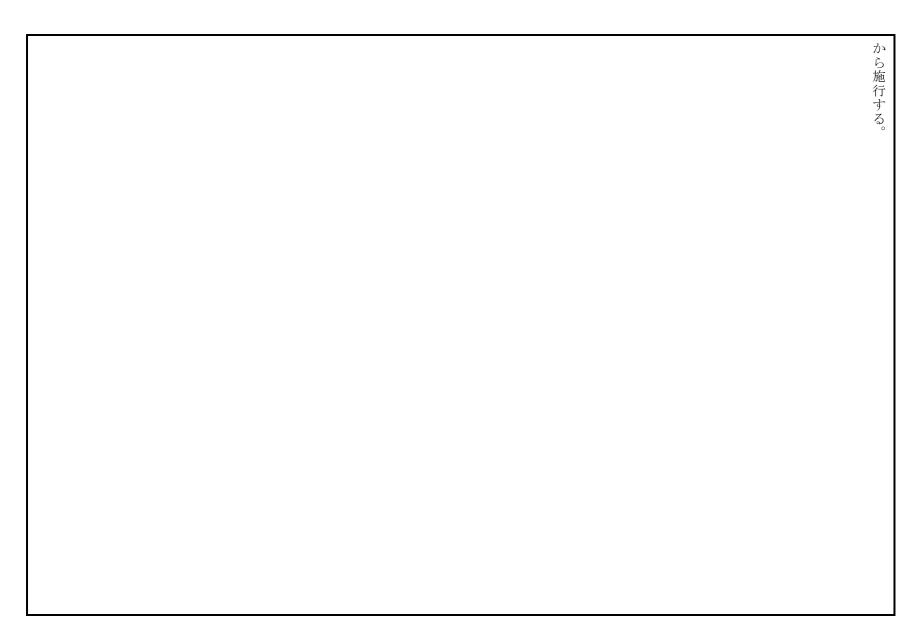
年

兀

月

日

附



議案第十四号

千葉県県営住宅設置管理条例の 部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年十一月二十六日提出

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県県営住宅設置管理条例 0 一部を改正する条例

に改正する。 千葉県県営住宅設置管理条例 (昭和三十五年千葉県条例第三十九号) \mathcal{O} _ 部を次 のよう

別表鎌ケ谷市

の項中

鎌ケ谷四本椚県営住宅

鎌ケ谷市初富

 $\bar{\mathcal{O}}$ 佐津間県営住宅 鎌ケ谷四本椚県営住宅 条例は、 附 則 令 和四年四月 日 鎌ケ谷市 鎌ケ谷市佐津間 か ら施行する。 初富 に 改める。